ねんきん通信　20歳になったら国民年金!!

成人式を迎えられた20歳の皆さん、成人おめでとうございます！あなたもこれで大人の仲間入り、そして、国民年金1年生です。今月は国民年金のしくみをご紹介します。

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入することが義務づけられています。加入の種類は次の三通りです。皆さんはどこに当てはまりますか？

第1号被保険者：自営業、自由業、学生など

加入手続きは、お住まいの市区町村窓口で行い、国から送付される納付書により保険料を納めていただきます。

第2号被保険者：会社員、公務員など

厚生年金や共済組合に加入することで国民年金にも自動的に加入していることになるため、個別に加入手続きや国民年金保険料を納める必要はありません。

第3号被保険者：会社員、公務員などに扶養されている配偶者

配偶者の勤務先で手続きを行います。保険料の納付は必要ありません。

◆保険料を納めましょう！

国民年金保険料の納付は、①金融機関や郵便局、コンビニエンスストアなどに納付書と現金を持参する、②納め忘れのない便利な口座振替を利用する、という二通りの方法が一般的です。

なお、口座振替の場合は、お得な「早割制度」をお勧めします。これは、当月分の保険料を当月末（通常は翌月末）に引き落とすことにより、定額保険料が40円割引（平成17年度）になります。

◆保険料納付が困難な場合は

保険料納付が困難な場合でも「保険料免除制度」を活用することにより、年金の受給権を確実なものとすることができます。世帯の所得金額に応じて「全額」又は「半額」免除が選択できますし、勤務先を退職した場合は、前年所得の有無に関わらず「特例」免除となることがあります。また、学生のみなさんは前年所得が118万円以下であれば「学生納付特例制度」を利用し、保険料を納める必要のない期間とすることができます。両制度とも承認期間後10年間は保険料を追納することができますので、余裕ができてから後払いすることが可能です。

さらに、学生以外で20歳代の所得の低い若者が親と同居している場合、これまでは親の所得が高く保険料が免除にならないケースが多くありましたが、平成17年度から20歳代の本人と配偶者の前年所得金額が57万円（給与収入で122万円）以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」（30歳未満対象）が創設され、保険料免除制度が拡充されました。

◆節目では手続きを

就職・退職・結婚・引越しなど、人生の節目では国民年金の手続きも必要となります。原則的に第1号被保険者は市区町村役場で、第2号被保険者は勤務先で、第3号被保険者は配偶者の勤務先で手続きを行います。

国民年金などの公的年金は、やがて必ず訪れる長い老後の収入を国が約束してくれる制度です。国民年金はみなさんが納める保険料に加えて、給付総額の3分の1を国が負担しています。この負担割合は平成21年度までに2分の1に引き上げられることとされており安心できる制度です。また、公的年金は老後の所得保障だけでなく、病気やけがで障害が残ったときや、家族を残して父親などが亡くなったときにも年金が支給され、みなさんの生活を保障します。このように、みなさんの納める保険料が多くの方々の生活を支え、そして、自分の将来の保障にも繋がる助け合いのしくみが国民年金といえます。

20歳になられたみなさん！大人の責任である「国民年金」に加入し、社会を支える一員として、大きくはばたいてください。

詳しくは、役場町民課福祉住民係（☎5-1111内線158）にお問い合わせください。

ご寄付ありがとうございます　11月

◇社会福祉に
〔香典返しの一部〕
加藤江梨子さん（夫）字雄興
三上　之世さん（父）東　町
遠藤　澄子さん（夫）二条北一
富樫　昭治さん（妻）字下沼

戸籍の窓　11月

☆お誕生おめでとう
土屋　志保（しほ）ちゃん（父　淳）一条北一
土屋　真保（まほ）ちゃん（父　淳）一条北一

☆ご結婚おめでとう
有野　直倫さん
水澤　絵美さん　（字幌延）
高城　春彦さん
山﨑　織さん　（字下沼）
石田　浩幸さん
熊谷　麻里さん　（字下沼）

★お悔やみ申し上げます
遠藤　英行さん（52歳）二条北一
三上　隆さん（83歳）東　町
富樫　節子さん（70歳）字下沼